

法定受託事務の主な内容

○年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行う。

事務の内容		根拠条文
1	第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法5・12】 【令15①一・16・17】 【則64】
2	第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法17】 【令15①二・16・17】 【則64】
3	第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等（※）に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法19】 【令15①三・16・17】 【則64】
4	第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金（※）に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法22】 【令15①四・16・17】 【則64】
5	遺族基礎年金（※）を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法24】 【令15①五・16・17】 【則64】
6	第1号被保険者期間並びに第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等（※）に係る障害給付金及び第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金（※）に係る遺族給付金に係る法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること（7に該当するものを除く）。	【法35】 【令15①六・16・17】 【則64】
7	法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に係るもの受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法35】 【令15①七・16・17】 【則64】
8	厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者又は給付金受給資格者の属する世帯の世帯主等の収入の状況について必要な情報の提供を行うこと。	【法39・40】

（※）障害基礎年金又は遺族基礎年金については、それぞれ障害厚生年金又は遺族厚生年金と同時に発生する場合を除く。

詳しくは事務処理基準をご確認ください。